答 弁 第 八 号 平成十六年十月二十二日受領

内閣衆質一六一第八号

平成十六年十月二十二日

衆

議

院

議長

河

野

洋

平

殿

内閣総理大臣 小 泉 純一

郎

衆議院議員中根康浩君提出選挙運動用ポスターに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出選挙運動用ポスターに関する質問に対する答弁書

(1) 及び (3) について

の届出、 の身分、 薦若しくは支持」に関するものではないため、 るポスターに記載された事項が、同項に規定する「公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者 に該当するか否かというものであると考えるところ、いずれの事案についても、選挙運動のために使用す 御質問は、 職業若しくは経歴、 その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推 お尋ねのような事案が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百三十五条第一項の規定 その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者 同項の規定に該当しないと考える。

(2) について

いては、 選挙運動のために使用するポスターに掲載する候補者本人の写真の撮影時期に関し規制を行うことにつ 選挙運動の在り方にかかわる問題であり、各党各会派において十分議論していただく必要がある

ものと考えている。